



発行人／生活協同組合・消費者住宅センター
理事長 藤井 篤
〒164-0011 東京都中野区中央5-6-2 新中野ビル7F
TEL 03-5340-0620 (代表)
FAX 03-5340-0621
http://www.iecoop.jp/
E-mail:info@iecoop.jp



理 念

1. 組合員自らが出資、利用、運営を通して協力協同し、運営に参加・参画する住宅生協であること。
2. 住と住環境すべてにわたり、心の通い合う、日常性のたかい住宅生協であること。
3. 高齢社会、環境問題に配慮し、国民の健康にして文化的生活の向上に資する住宅生協であること。
4. 協同組合間の協同をはじめ、各団体・組織との連帯・連携を重視する住宅生協であること。
5. 住宅生協をひろく宣伝し、社会と時代の要請に応え、明るいまちづくりをめざす住宅生協であること。

THE UNITED NATIONS

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です



The LAZY PERSON'S

guide to

SAVING the WORLD

持続可能な社会のために、ナマケモノにもできるアクション・ガイド

2018夏号（vol.99）で紹介した「持続可能な開発目標」（SDGs）について、日本の生協でも、コープSDGs行動宣言を採択しましたが、世界を変えるための壮大な目標に対して、一人一人は何をするの？何ができるの？と戸惑ってしまいます。そこで、国連広報センターの「持続可能な社会のために、ナマケモノにもできるアクション・ガイド」を紹介いたします。世界を変えるためにあなたができることはたくさんあります。

■家においてもできること

- 電気節約しよう。電気機器を電源タップに差し込んで、使っていない時は完全に電源を切ろう。もちろん、パソコンもね。
- 照明を消そう。テレビやコンピューターの画面は意外と明るいため、必要ない時にはそれ以外の照明を消しておこう。
- ドライヤーや乾燥機を使わずに、髪の毛や衣服を

自然乾燥させよう。衣服を洗う場合には、洗濯機の容量をフルにして使おう！

○短時間のシャワーを利用しよう。ちなみに、バスタブ入浴は5、10分のシャワーに比べて、水が何十リットルも余計に必要なことになるよ。

○肉や魚を控えめに。肉の生産には植物よりも多くの資源が使われているよ。

○生鮮品や残り物、食べ切れない時には早めに冷凍しよう。翌日までに食べられそうにないテイクアウトやデリバリーもね。そうすれば、食べ物もお金も無駄にしないで済むからね。

○堆肥を作ろう。生ゴミを堆肥化すれば、気候への影響を減らすだけでなく、栄養物の再利用にもつながる。

○紙やプラスチック、ガラス、アルミをリサイクルすれば、埋立地を増やす必要がなくなる。

○できるだけ簡易包装の品物を買おう！

○窓やドアの隙間をふさいでエネルギー効率を高めよう！

○エアコンの温度を、冬は低め、夏は高めに設定しよう！

○古い電気機器を使っていたら、省エネ型の機種や電球に取り替えよう！

■家の外でもできること

○「訳あり品」を買おう！大きさや形、色が規格に「合わない」という理由だけで、捨てられてしまうような野菜や果物がたくさんあるよ。

○買い物にはマイバッグを持参しよう。レジ袋は断って、いつもマイバッグを持ち歩くようにしよう。

○ナプキンを取り過ぎないこと。テイクアウトを食べるのに、大量のナプキンは要らないはず。必要な分だけ取るようにしよう。

○使わないものは寄付しよう。地元の慈善団体は、あなたが大事に使っていた衣服や本、家具に新しい命を吹き込んでくれるはず！

（国連広報センター「持続可能な社会のために、ナマケモノにもできるアクション・ガイド」より抜粋）

協同の輪をひろげよう！

地域ネットワークづくり

各地区で様々な取組みが動き出しました。是非居住されている地区の活動にご参加ください。また、これからの各地域のネットワークづくりに参加・参画ください。

○東部地区「中野・杉並ネットワーク」

東京都生協連会館秋祭り（11/10開催）の体験と展示コーナーに、「東京の木でサイコロづくり」の企画で出展しました。こどもから大人まで、木にふれあい、楽しんでもらいました。また、午前の部のステージでは、流行亭喜楽と浅井春夫副理事長が落語「目薬」「千早振る」の2演目を披露しました。会館6階～9階のサービス付高齢者住宅にお住まい方や地域の方々の笑いが会場いっぱいに広がりました。

また、世話人会では、昨年の中野（新井薬師周辺）散策めぐりに続き、今年は「新宿の大久保つつじ散策」を企画しました（別紙チラシ参照）。是非他地区の方もご参加ください。

○北部地区

年末の恒例になってきた「餅つき」を12月16日に開催しました。寒い中今年は11人の参加となりました。



○南部地区「日野・八王子支部」

毎月第二水曜日の定例会の開催とともに、地域の中に少しでも住宅生協を知らせていくこと、支部のメンバーが健康と運動も兼ねて、生協のチラシを地域にポスティングする活動を展開しました。

支部では今年は秋に組合員交流の企画を開催する予定です。

タカラスタダード 新宿ショールーム見学会



2月24日（日）タカラスタダード新宿ショールーム見学会を開催。組合員5組6名の参加者と住宅生協職員及びハウスアドバイザー合わせて12名で行いました。当日は、ショールームのアドバイザーがタカラスタダードの特徴でもある「ホーロー」をキッチンブラスで耐火実験と、また、耐震性に優れているシステムバスの説明をして頂きました。参加者からのアンケートでは、見学会の感想では、『良かった』が5組、商品として、気に入った所は、キッチン（ホーロー）、耐震システムバス、洗面台と上げて頂きました。

アンケートの中で、住宅生協主催のイベント・セミナーの希望では、リフォームセミナー関連や高齢者施設見学等のご要望がありました。また、参加者からは、使い勝手が良い毎日を過ごせる様に少しずつでも変えて行きたいと感想を頂きました。

なお、次回は、6月1日（土）TOTO新宿ショールーム見学会予定です。

第44回通常総代会開催のお知らせ

第44回通常総代会を下記要項で開催いたします。

【開催日】 2019年6月15日(土) 午後2時～4時30分

【場 所】 中野サンプラザ7階 研修室10

総代選挙

生協・消費者住宅センター2019年総代の選挙について、定款ならびに総代選挙規約にもとづきお知らせします。

【総 定 数】 100人

【選挙区とその定数】 東部地区45人、北部地区30人、南部地区25人

【総代の任期】 2019年6月1日～2020年5月31日

【立候補資格】 2019年3月31日時点で組合員名簿に登録されている組合員であること。

(但し、総代選挙規約第4条2項により当組合の理事及び監事は総代になることができません。)

【立候補の届出】 所定の届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員会事務局に提出します。用紙は事務局に備えてあります。

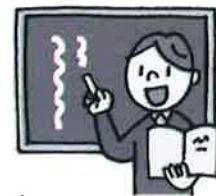
【届出受付期間】 2019年4月1日～5月20日

【当選の確定】 ・当選の確定は総代選挙管理委員会が行います。

・立候補者が定数の範囲である場合は立候補者全員を当選者とします。

・立候補者が定数を上回る時は選挙を行います。選挙方法は総代選挙管理委員会が定めます。

・当選者にその結果を通知するとともに公告します。



一口
メモ

▽「総代会」とは？

生協の意思を決定するための最高議決機関です。株式会社「株主総会」にあたり、組合員の代表となった「総代」が年に一度、事業計画や方針案、役員選任などについて審議し議決します。

▽「総代」とは？

総代は、組合員の代表として「総代会」の議決に参加します。また可能な範囲で、方針通りに事業や運動が進捗しているか意見を述べたりします。

区 割



04 次世代住宅ポイント制度の概要

1 制度の目的・概要

2019年10月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する。

2 ポイントの発行

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅の新築・リフォームが対象。

■対象とする住宅（契約等の期間）

	契 約	引渡し
注文住宅（持家）・リフォーム	・2019.4～2020.3に請負契約・着工をしたもの（※）	・2019.10以降に引渡しをしたもの
分譲住宅	・2018.12.21～2020.3に請負契約・着工し、かつ売買契約を締結したもの ・2018.12.20までに完成済みの新築住宅であって、2018.12.21～2019.12.20に売買契約を締結したもの	

※税率引上げ後の反動減を抑制する観点から、2018.12.21～2019.3に請負契約を締結するものであっても、着工が2019.10～2020.3となるものは特例的に対象とする

住宅の新築（貸家を除く）

発行ポイント数：1戸あたり上限35万ポイント

以下の①～④いずれかに適合する場合、1戸あたり30万ポイント

- ①エコ住宅（断熱等級4又は一次エネ等級4を満たす住宅）
- ②長持ち住宅（劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2等を満たす住宅）
- ③耐震住宅（耐震等級2を満たす住宅又は免震建築物）
- ④バリアフリー住宅（高齢者等配慮対策等級3を満たす住宅）

※1この他、家事負担軽減に資する設備の設置及び耐震性のない住宅の建替について一定のポイントを付与。（別紙「◎オプションポイント」参照）

※2上記に加え、より高い性能を有する住宅（長期優良住宅等）の場合には、ポイントを加算。（別紙「⑥優良ポイント」参照）

住宅のリフォーム（貸家を含む）

発行ポイント数：1戸あたり上限30万ポイント

※ただし、若者・子育て世帯によるリフォームや一定の既存住宅の購入に伴うリフォームの場合は上限を引上げ（別紙【上限特例】参照）

- ①窓・ドアの断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③エコ住宅設備の設置
- ④耐震改修
- ⑤バリアフリー改修
- ⑥家事負担軽減に資する設備の設置
- ⑦若者・子育て世帯による既存住宅の購入に伴う一定規模以上のリフォーム工事等

※ この他、既存住宅の購入に伴うリフォームの場合はポイントを加算。（別紙【算定特例】参照）

※ 若者世帯：40歳未満の世帯、子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

3 ポイントの交換対象商品等

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する商品等

4 ポイント発行申請の期間

○ポイント発行申請の期間：2019年6月頃～

次世代住宅ポイント制度の概要

2019年10月の消費税率引上げに伴い、住宅ローン減税の延長やすまい給付金の増額など住宅取得に係る対応が出されていますが、ここでは「次世代住宅ポイント制度」についてお知らせします。（国会での平成31年度当初予算案成立が前提となります。）（国土交通省のホームページより抜粋）

住宅の新築(貸家を除く)

発行ポイント数: ①+②+③の合計 1戸あたり上限35万ポイント

① 標準ポイント

①エコ住宅(断熱等級4又は一次エネ等級4を満たす住宅)	①～④いずれかに適合する場合、1戸あたり30万ポイント
②長持ち住宅(劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2を満たす住宅)	
③耐震住宅(耐震等級2を満たす住宅又は免震建築物)	
④バリアフリー住宅(高齢者等配慮対策等級3を満たす住宅)	

② オプションポイント

家事負担軽減設備	ビルトイン食器洗機	1.8万ポイント
	掃除しやすいレンジフード	0.9万ポイント
	ビルトイン自動調理対応コンロ	1.2万ポイント
	掃除しやすいトイレ	1.8万ポイント
	浴室乾燥機	1.8万ポイント
	宅配ボックス	1万ポイント
耐震性のない住宅の建替		15万ポイント

③ 優良ポイント

①認定長期優良住宅	①～④いずれかに適合する場合、1戸あたり5万ポイント
②低炭素認定住宅	
③性能向上計画認定住宅	
④ZEH	

住宅のリフォーム(貸家を含む)

発行ポイント数: 1戸あたり上限30万ポイント

【上限特例①】若者・子育て世帯がリフォームを行う場合、上限を45万ポイントに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万ポイントに引上げ)

【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万ポイントに引上げ

断熱改修(内外窓、ガラス)	0.2～2万ポイント×箇所数
断熱改修(ドア)	2.4, 2.8万ポイント×箇所数
断熱改修(外壁)	5, 10万ポイント
断熱改修(屋根・天井)	1.6, 3.2万ポイント
断熱改修(床)	3, 6万ポイント
エコ住宅設備(太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器)	2.4万ポイント
エコ住宅設備(節水型トイレ)	1.6万ポイント
エコ住宅設備(節湯水栓)	0.4万ポイント
耐震改修	15万ポイント
バリアフリー改修(手すり)	0.5万ポイント
バリアフリー改修(段差解消)	0.6万ポイント
バリアフリー改修(廊下幅等拡張)	2.8万ポイント
バリアフリー改修(ホームエレベーター設置)	15万ポイント
バリアフリー改修(衝撃緩和畳の設置)	1.7万ポイント
家事負担軽減設備(ビルトイン食器洗機、掃除しやすいトイレ、浴室乾燥機)	1.8万ポイント
家事負担軽減設備(掃除しやすいレンジフード)	0.9万ポイント
家事負担軽減設備(ビルトイン自動調理対応コンロ)	1.2万ポイント
家事負担軽減設備(宅配ボックス)	1万ポイント
リフォーム瑕疵保険の加入、インスペクションの実施	0.7万ポイント
若者・子育て世帯による既存住宅の購入を伴う100万円以上のリフォーム	10万ポイント

【算定特例】既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍にカウント(若者・子育て世帯による既存住宅の購入を伴う100万円以上のリフォームを除く)

※平成31年1月4日現在のもので、正式決定の際、内容が変更になる場合があります。

暮らしの法律相談室

生協・消費者住宅センターの顧問弁護士宮地理子先生に「暮らしの法律相談室」を担当して頂いています。素朴な疑問や困った問題など実際に対応した事案を紹介したいと思います。

Q 妹Cと一緒に暮らしていた母(80歳)が亡くなりました。

相続人は、長男A(兄)、長女B(私)、次女C(妹)の3人です。遺産は、都内に30坪の土地と古い建物(いずれも母名義)時価4500万円程度、母の預金2400万円、10年前に亡くなった父から母が受け継いだ上場会社の株式(時価1200万円)があります。これをどのように分けるかでもめています。遺言書はありません。

兄Aは20年前に住宅を購入し、その時母から900万円を独立資金としてもらっています。妹Cは、母の家にずっと住んできたのでこのまま住みつけたい、また母の晩年10年間の面倒を見て、1800万円(1年あたり180万円)の介護・ヘルパーの費用を節約できたので、それを評価して遺産分割してほしい、と言っています。

兄妹3人で話し合いをしても折り合いがつかなくて難しいので、裁判をするしかないかと考えています。どうしたらよいでしょうか。(女性55歳主婦)

A

遺産分割について、ご相談をいただきました。

相続人はABC3人、法定相続分は3分の1ずつとなります。

遺産総額は、8100万円、法定相続分に従って分割するならば、ABCそれぞれ2700万円ずつという計算になります。株式や土地建物については、売却してその代金を分ける方法もありますし、土地建物は売却せずに、ABC3分の1ずつの共有持分とする方法もあります。

兄Aは、独立資金900万円を受領したということです。相続人の中で被相続人から特別に利益を得ていた場合には、その特別受益を取得額から差し引いて調整します。

妹Cは、10年間の介護をして、介護・ヘルパーの費用1800万円を節約できたと主張しています。被相続人の生前に、その財産の維持や増加に貢献した相続人がいる場合には、その寄与分を取得額に加えて調整します。

ところで、妹Cは、母の土地建物(時価4500万円)に住み続けたいと

いうことで、単独で土地建物を取得することになると、A、Bに1500万円ずつ代償金を支払うこととなります。

これをまとめると、Cは、土地建物(4500万円)を取得し、A、Bに300万円の代償金を支払い、A、Bは預金2400万円、株式1200万円、代償金300万円を、A:B=1500万円:2400万円に分けることとなります。

しかし実際はきれいに割り切れないものです。たとえば、妹Cの寄与分について、お母様を介護されてきた反面、お母様の建物に居住してきた利益を受けており、実際にはわずかな金額しか認められない可能性が高いでしょう。また、BやCが兄Aの特別受益について主張をしても、兄A自身がその事実を認めないこともあります。

当事者同士では話し合いがまとまらず、遺産分割協議を進めることが難しい場合は、家庭裁判所で遺産分割調停をする必要があります。そして寄与分に争いがある場合は、遺産分割調停と同時に、寄与分を定める処分調停を申立てましょう。遺産分割調停では、調停委員を介して相続人全員で、寄与分、特別受益の有無や評価を含め、遺産の分割について話し合います。調停でも合意ができない場合には、遺産分割は審判となります。寄与分を定める処分調停が申立てられていた場合、裁判官が、寄与分の評価も含めた遺産分割の審判を下します。

<略歴>

2008年

弁護士登録、第二東京弁護士会所属、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2010年11月～2014年4月

沖縄県石垣島にある八重山ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任

2014年5月～2015年3月

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2014年6月～

生協・消費者住宅センター 顧問弁護士

2015年4月～

弁護士法人アルタイル法律事務所



宮地 理子 顧問弁護士



弁護士法人 アルタイル法律事務所

建築 / 不動産・賃貸借 / 相続

その他様々な分野のご相談、ご依頼をお受けしております。

住所：東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階

TEL：03-6380-5613 (月)～(金) 9:00～17:30

URL：<http://altair-law.com/>

私の楽しかったことと、今

塚本 謹一（中野区）

平和憲法の初心に生きる

国民学校一年生の会

『あたらしい憲法のはなし』六、戦争の放棄
（昭和22年4月2日 発行 著作権者 文部省）

「国民学校」のこと

現在八十歳以上のみなさんをご存知だと思いますが、昭和十六年度から昭和二十一年度の六年間、「国民学校」がありました。つまり、この期間小学生だった方は「国民学校」に在籍していました。「国民学校」の目的は皇国民を育てることでした。天皇のため死んでもつくすように教えられたのでした。

「国民学校一年生の会」のこと

昭和十六年四月に「国民学校」に入学した人達が、昭和二十二年に新制中学生になったとき、「あたらしい憲法のはなし」（文部省編）に出合い、民主・平和教育を受けましたが、今、現在も憲法が蔑ろにされています。この危機にあたって平成十二年十二月八日「会」を結成し、民主主義・平和主義・基本的人権の尊重の立場に堅く立って、再び戦争を起こさせないために必要な研究・調査・交流をするため、また明治維新以来の富国強兵・殖産興業の政策が今も進められ、国内のみならず、世界の人間

関係と自然環境の破壊を推し進めていることも視野に入れて、「あたらしい憲法のはなし」で学習したことの実現をめざして活動してきました。人間、誰でも歳をとります。活動ができなくなり、ついに解散することになってしまいました。本当に楽しい会で残念です。

今・らくを楽しくしています。

二・三百年も続いている日本の古典芸能落語を、もう三十年間も聞（見）ています。地域寄席（八起寄席三月の開催で六三一回になりました。因みに五百回超の開催団体はNHK東京落語会、TBS落語研究会ぐらいます）にボランティアとして二十五

年お手伝いしています。本当に面白くて面白く、い、ぜひ多くのみなさんに寄席、落語会へおすすしめします。



（後列中央が塚本さん）

切り取り線

郵便はがき

料金受取人払郵便

中野局承認

6927

差出有効期限

2020年3月

31日まで

（切手不要）

1 6 4 8 7 9 0

2 2 1

東京都中野区中央5-6-2
新中野ビル 7F生活協同組合・
消費者住宅センター 行

フリガナ

名 前

住 所 〒

T E L

E-mailアドレス

現在加入している生協名

生協

お知らせ

□ 2019新春お年玉プレゼントに200通！

2019新春お年玉プレゼントの応募総数は200通でした。1月29日に藤井理事長、浅井副理事長が抽選を行い、当選者50名には随時賞品を発送しました。

□ シロアリ消毒の営業にご注意ください

シロアリ消毒で当生協と誤認するような、他社の電話や訪問による「シロアリ消毒の営業があった」という問い合わせが後を絶ちません。当生協の定期点検はハガキをお送りした後、組合員からお申込みを受けるか、シロアリ防除工事の部署から電話で点検のご希望をお伺いするなどが主な業務となっています。シロアリ消毒に関して、組合員との事前確認なく、訪問することはありません。訪問営業があった時、住宅生協かどうか充分確かめてご対応ください。

また、担当者はハウスアドバイザーとして、住宅生協の名刺を所持していますので、訪問営業に対しては名刺の提示を求めてください。十分ご注意の上、万が一不審なことがありましたら、住宅生協にご一報ください。

□ 住所変更の届出を

センターだよりは年3回から4回発行しています。情報伝達や組合員の交流という媒体としての役割に留まらず、郵送することによって組合員さんの所在確認の意味も含まれています。住所変更がありました遅滞なく生協の事務局へご連絡をください。

CO-OPの
House Design
ハウスデザイン



TOTO東京(新宿)センター 『ショールーム』見学会

6月1日(土) 13:00~15:00



【交通アクセス】

- JR新宿駅「南口」より徒歩5分
- 都営地下鉄・京王新線新宿 駅「A1」出口より徒歩2分
- 都営地下鉄代々木駅「A3」出口より徒歩2分
- JR代々木駅「北口」より徒歩3分
- 小田急南新宿駅より徒歩5分



- 住所：東京都渋谷区代々木2-1-5
JR南新宿ビル7・8階
- 定 員：15名様
(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)
- 申込締切日：5月27日



TOTO東京(新宿)ショールーム

無料!

参加者募集!

*参加者には、詳しい
案内図をお送りします。

無料個別相談会

住宅・リフォーム・マンション管理・不動産売却

○4月13日(土) 10:00~16:00

○5月11日(土) 10:00~16:00

○6月 8日(土) 10:00~16:00

会 場／新中野ビル 7F

※お申込みは電話、又はハガキによる予約制とさせていただきます。

☎0120-670-620 又はハガキ



無料法律個別相談会

○5月28日(火) 15:00~15:30 1組
15:35~16:05 1組
16:10~16:40 1組

会場／新中野ビル 7F

些細な悩みでもご相談下さい。

※お申込みは電話、又はハガキによる予約制とさせていただきます。

☎0120-670-620 又はハガキ

※なお、無料法律個別相談会のお申込みは、住宅協の組合員、または、当日加入される方に限ります。



生協・消費者住宅センター
弁護士 藤井 篤 理事長

会場案内図



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

「東京の木の割箸(2膳)セット」プレゼント中

プレゼント期間：4月1日~6月30日まで
上記の期間中に下記のハガキをご記入して送って頂くと、
先着50名様に「東京の木の割箸(2膳)セット」を差し上げます。

切り取り線

CO-OP 無料個別相談会・講座

ご参加欄を☑チェックし、必要事項をご記入下さい。

無料個別相談会 住宅・リフォーム・マンション管理・不動産売却

- | | | |
|----------------------------------|--------|----------|
| ☐ 4/13(土) | 参加人数 | 人 |
| | 相談希望時間 | 午前・午後 時頃 |
| ☐ 5/11(土) | 参加人数 | 人 |
| | 相談希望時間 | 午前・午後 時頃 |
| ☐ 6/ 8(土) | 参加人数 | 人 |
| | 相談希望時間 | 午前・午後 時頃 |

無料法律個別相談会

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 5/28(火) | ☐ 15:00~15:30 | ☐ 16:10~16:40 |
| | ☐ 15:35~16:05 | |

TOTO東京(新宿)センターショールーム見学会

- | | | | |
|----------------------------------|-------|------|---|
| ☐ 6/ 1(土) | 参加します | 参加人数 | 人 |
|----------------------------------|-------|------|---|

住まいの無料点検 無料個別相談会希望

☆ 下記のあてはまるものにチェックを入れて下さい。

- | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|---|
| ☐ 新築 | ☐ リフォーム | ☐ 設備(キッチン・浴室・トイレ等) |
| ☐ 屋根 | ☐ 外壁 | ☐ 雨樋 |
| ☐ ベランダ(防水・さび等) | ☐ 床下点検(シロアリ) | ☐ 簡易耐震診断(無料) |
| ☐ マンション管理相談 | ☐ 不動産売買相談 | ☐ 防犯 |
| ☐ 太陽光発電 | ☐ 相続税相談 | ☐ 借地相談 |
| ☐ エアコンクリーニング | ☐ その他 () | |

※ご意見・ご質問等ありましたらご記入下さい。